

鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センター運営業務委託法人公募 質問に対する回答

No.	質 問	回 答
1	公募要領における応募資格の要件において、応募する圏域内に令和3年1月からセンター(指定介護予防支援事業所の指定を含む)を設置できることとあるが、配置予定職員の従来の業務は、それまでにすべて終えておく必要があるのか。	お見込みのとおりです。
2	公募要領における相談等の受付時間において、年間を通して24時間の対応がとれる体制を構築することとあるが、窓口開設時間以外はオンコール体制と実際の出動も含めた体制と理解してよろしいか。	オンコール体制については、お見込みのとおりです。 実際の出動については、柔軟な対応をお願いします。
3	窓口開設時間が午前8時30分から午後5時15分とあるが、開設時間を変更することは可能か。	窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時15分です。 上記時間を超える開設は、可能です。
4	公募要領における人員体制、その他の事項において、受託者は、指定介護予防支援事業従事職員として、介護支援専門員を1名以上配置することとあるが常勤でなくてよいのか。また、圏域における人口、高齢者人口(高齢化率)及び要介護認定者数からみて、指定介護予防支援事業従事職員の職員数は何人が妥当であるか。その内サービス利用者数をお知らせいただきたい(事業対象者、要支援1、要支援2のみ)。	指定介護予防支援事業従事職員は、常勤でなくても結構です。 職員数は、1名以上で、法人の御判断をお願いします。 また、本広域連合ホームページに「センター運営に関する基礎データ」として、圏域ごとの事業対象者、要支援者数は掲載していますが、サービス利用者数については、受託候補者決定後お示しします。
5	公募要領における3職種職員の配置について、原則、常勤専従の職員としており、指定介護 予防支援事業を含む他の業務への兼務は認めないとあるが、法人職員として担う業務についても原則認められないということになるのか(例えば、防災委員会の委員、法人が地域交流活動として開催する催しの運営など)。	お見込みのとおりです。

鈴鹿亀山地区広域連合地域包括支援センター運営業務委託法人公募 質問に対する回答

No.	質 問	回 答
6	<p>公募要領における契約及び事業開始日において、令和3年4月1日とあり新規運営参入の場合は令和3年1月1日から業務開始となっている。その業務はセンター及び指定介護予防支援事業の全ての業務を開始することによろしいか。</p>	<p>令和3年1月1日からの業務について、詳しくは受託候補者決定後お示ししますが、主に職員研修や引継業務などを委託する予定です。公募要領、仕様書に基づく業務は、令和3年4月1日から開始をお願いします。</p>
7	<p>公募要領Vその他 1応募に際して留意事項 (7)契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合は、代表者名で原本証明を必ず行うこととあるが、書類毎に原本証明があるのか1枚で全て原本証明をしてもよいのか。</p>	<p>応募書類ごとに、原本証明をお願いします。</p>
8	<p>様式第3号 関連法人機関等、様式第4号 役員等名簿について 法人の役員(理事)が 他法人(社会福祉法人)の役員(理事)を兼務の場合は、関連法人となるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>様式第4号について 「役員」は、理事、監事、評議員、「事業所を管理する者」は、法人内の介護保険事業所のすべての管理者ということによろしいでしょうか。介護保険事業所ではない社会福祉施設の施設長も記載する必要があるか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>様式第5号の1, 第5号の2について 施設内に事務所を設置するが、面積は、地域包括支援センターの事務室と相談室(共有)か。 他に共有で使用する部分(玄関・ロビー・廊下・トイレ等)を含めるか。</p>	<p>地域包括支援センターの独立した事務室の面積を、記入してください。共有部分の相談室については、追記をお願いします。玄関・ロビー・廊下・トイレ等については、不要です。また、平面図には、独立・共有について明記してください。</p>